

第 1 7 3 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 2 7 年(2015 年) 4 月 3 0 日(木)

議 事 録

会議名		第173回杉並区都市計画審議会
日 時		平成27(2015)年4月30日(木)午前10時00分～午前11時20分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・関口・中井 〔区 民〕 堤・和田・篠・松枝・寺島 〔区議会議員〕 田中・木梨・山本(あ)・市橋・原田 〔関係行政機関〕 浅見・山口
	説明員 (区)	〔危機管理室〕 防災課長 〔区民生活部〕 産業振興センター事業担当課長 〔都市整備部〕 都市整備部長・都市再生担当部長・ 土木担当部長・特命事項担当参事(道路担当)・ 都市計画課長・調整担当課長・住宅課長・ まちづくり推進課長・都市再生担当課長・ 防災まちづくり担当課長・建築課長・ 土木管理課長・狭あい道路整備担当課長・ 土木計画課長・副参事(用地調整担当)・ 交通対策課長・みどり公園課長・ 杉並土木事務所長 〔環 境 部〕 環境部長・環境課長
傍 聴	申 請	33名
	結 果	33名
配布資料		<p>☆郵送分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配布資料一覧 ○次第 <p>〔審議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2の都市計画提案について 〔杉並区回答〕 <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・参考資料1、2 <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換等の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換会等の開催について(報告) ・資料1、2 <p>☆当日配布資料</p>

<p>議事次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 都市整備部長挨拶 4. 署名委員の指名 5. 傍聴の確認 6. 議題の宣言 7. 議事 <ol style="list-style-type: none"> [審議事項] <ol style="list-style-type: none"> ①東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2の都市計画提案について〔杉並区回答〕 [報告事項] <ol style="list-style-type: none"> ①玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換等の開催について 8. 事務局からの連絡 9. 閉会の辞
-------------	--

第173回杉並区都市計画審議会

都市計画課長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、審議会の開催をお願いしたいと存じます。

まず初めに、会議の成立につきましてご報告をいたします。本日、金子委員、白石委員、大原委員より欠席のご連絡をいただいているところでございますが、現在審議会委員20名のうち16名の方にご出席をいただいております。したがって、第173回杉並区都市計画審議会は有効に成立をしております。

続きまして、会長より開会の宣言をお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから第173回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

審議に先立ち事務局から報告等がありますので、報告よろしくお願ひします。

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、平成27年4月1日付の人事異動がございました。新たに着任いたしました幹事、説明員を都市整備部長よりご紹介をいたします。

都市整備部長 おはようございます。では私から平成27年4月1日付の人事異動をご紹介いたします。

まず、幹事からご紹介をさせていただきます。

まず、都市整備部長、私、渡辺幸一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、まちづくり担当部長、門元政治でございます。

まちづくり担当部長 門元でございます。よろしくお願ひします。

都市整備部長 続きまして、説明員でございますが、防災課長、武田護でございます。

防災課長 よろしくお願ひします。

都市整備部長 産業振興センター事業担当課長、寺井茂樹でございます。

産業振興センター事業担当課長 よろしくお願ひします。

都市整備部長 住宅課長、和久井伸男でございます。

住宅課長 よろしくお願ひします。

都市整備部長 まちづくり推進課長、河原聡でございます。

まちづくり推進課長 よろしくお願ひします。

都市整備部長 都市再生担当課長、花岡雅博でございます。

都市再生担当課長 よろしくお願ひします。

都市整備部長 なお、ほかに本日は欠席ですが、企画課長、松沢智も新たに説明員となりました。そのほかのメンバーにつきましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

引き続きまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

改めまして、私この4月に都市整備部長に着任いたしました渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。一昨年まで都市計画課長として皆様方に大変お世話になりましたけれども、また今回再びお世話になることになりました。どうぞよろしくお願ひします。

区政におきましては、今年度は昨年度に改定いたしました総合計画・実行計画の初年度ということでございまして、基本構想の実現に向けた取り組みを加速化させる重要な年と位置づけているところでございます。

私ども都市整備の分野におきましても、耐震化・不燃化の促進、あるいは狭あい道路の拡幅整備、また各駅周辺のまちづくり、荻外荘公園など大規模公園の整備などの大きな課題が多々ございます。職員一同全力で取り組んでまいる所存でございますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

簡単ではございますが、以上でご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 それでは、会議を始める前に、本日の会議記録の署名委員として、川原口先生がいないので、原田先生にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本日の傍聴のことはどうなっているでしょうか。

都市計画課長 本日は、現在のところ 33 名の方が傍聴申請をされてございます。ただいま着席をされてございます。

なお、録音の申請でございますけれども、本日傍聴人の〇〇様のほうから会議を録音したい旨の許可願ひが出されてございます。ご判断のほど、お願ひいたします。

会長 それでは、録音したいということですが、許可してよろしゅうござい

ますか。

(異議なし)

それでは許可をいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長

本日の議案でございます。審議案件が1件でございます。それから、報告案件が1件でございます。

審議案件につきましては、「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2の都市計画提案について〔杉並区回答〕」でございます。

報告案件でございますけれども、「玉川上水・放射5号線周辺まちづくり意見交換会等の開催について」でございます。

資料はあらかじめ郵送させていただいております。なお、過不足ございましたら、事務局のほうに一言申し述べていただきたいと存じます。

以上でございます。

会長

資料のほうはよろしゅうございますか。

それでは議事に入りまして、審議案件「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2の都市計画提案について」の説明をお願いします。

調整担当課長

私からは、議案1、「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2」、いわゆる「外環の2」の都市計画提案についての杉並区回答を説明させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

左側に2か所ホチキスどめをしてございます資料が2部ございます。議案1の議案書と、議案1関係の参考資料でございます。よろしいでしょうか。

参考資料につきましては、インデックスを資料の右側に添付してございますが、資料1の1から50ページまでが、都市計画法に基づきます都市計画の提案についての東京都からの照会文書でございます。

次に、資料2の51ページから53ページまでが、区で作成いたしました「都市計画提案の概要」、「都市計画提案区域の概略図」、「都市計画提案制度の流れ」でございます。よろしいでしょうか。

まず、議案書をごらんください。

本議案につきましては、記載のとおり外環の2の都市計画提案について、このたび東京都から杉並区に対して意見照会がございましたので、

区が回答するに当たり、杉並区都市計画審議会の意見を伺うものでございます。

東京都は、都市計画法第 21 条の 3 の規定によりまして、都市計画提案を踏まえて都市計画を変更する必要はないと判断したため、区に意見を求められているものでございます。

1 枚おめくりください。

「都の判断に対する区の意見」でございますが、記載のとおりでございます。読み上げさせていただきます。

「区は『外環の 2』については、その必要性を含め、ゼロベースで検討すべきとし、都には広く意見を聞きながら検討を進めることを求めてきた。現在『話し合いの会』等にて、沿線住民の意見を伺っている段階であることから、一部区間のあり方ではなく、外環の 2 全線の議論を注視すべきと考える」との意見としました。

区といたしましては、本日の審議会に対してまして、都市計画提案の内容について、その適宜を判断することは求めておりません。区として、外環の 2 につきましてはゼロベースで必要性の有無を検討していくという立場でございますので、この考えを踏まえた区の回答に対するご意見を伺うものでございます。ご理解のほどお願いいたします。

次に、今回の都市計画提案について、参考資料を使いまして説明させていただきます。

参考資料の 1 ページをごらんください。こちらが都から区への照会文書でございます。

照会文書の添付書類としまして、2 ページ目に都市計画提案にかかります都市計画の素案の概要、3 ページ目に都市計画提案に対する東京都の判断について。4 ページから 50 ページまでの資料が都市計画提案の提案書でございます。これらの概要につきましては、区で作成いたしました資料 2 を使って説明させていただきます。インデックスの資料 2、51 ページをごらんください。

都市計画提案制度につきましては、都市計画法に基づき、一定の面積以上の一体的な区域であること、都市計画に関する法令上の基準に適合していること、土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていることなどの要件を満たした場合、都市計画の提案をできる制度でございます。

提案者は、当該計画提案区域の土地所有者でございます。

提案内容につきましては、昭和 41 年 7 月に都市計画決定されております外環の 2 について、杉並区善福寺二丁目 2 番地 19 から 15 番地 12 までの区域、延長が 295 メートル、面積が約 1.2 ヘクタールを廃止する提案でございます。

52 ページの都市計画提案区域の概略図をごらんください。赤い色の斜線部分が外環の 2 の都市計画区域でございます。今回の都市計画提案の区域は、赤い色で着色しました区域を廃止するものでございます。黒色の矢印につきましては、外環の 2 を一部廃止した際の代替ルートとして、提案者が迂回路として提示されたものでございます。

51 ページにお戻りください。東京都は、都市計画提案を平成 26 年 12 月 2 日に受理しております。外環の 2 の都市計画を変更する必要ないと判断をしております。

判断した理由につきましては、資料戻りまして 3 ページをごらんください。理由につきましては記載のとおりでございます。提案内容によりますと、外環の 2 が有する交通機能や防災機能につきましては、一部区間を廃止しても周辺的生活道路で代替できるとしているものでございます。しかし、都といたしましては、都市計画道路の諸機能はネットワークが適切に形成されることによって発揮されるものであり、提案のように延長 295 メートルのみを廃止して道路ネットワークを分断することは、2 つの理由から適切でないとしております。

1 つ目の理由ですが、一部区間を廃止すると、外環の 2 を走行してきた 1 日約 1.4 万台から 1.5 万台の自動車が生活道路に進入するために、自動車の走行機能の低下や、歩行者や自転車等の安全性が損なわれる恐れがあること。

2 つ目の理由としましては、外環の 2 は、都の「防災都市づくり推進計画」におきまして一般延焼遮断帯に位置づけられております。延焼遮断帯につきましては、延焼遮断機能に加え、消防活動等の救援・救護活動の空間や災害時の非難路となるものであり、延焼遮断帯として位置づける都市計画道路の最低幅員を 11 メートルとしておりますので、今回迂回路として提案のあった生活道路の幅員は 7.4 メートル以下であるために、これらの生活道路を延焼遮断帯に位置づけることはできないとし

ております。

続きまして、53 ページの、一番最後のページでございますが、「都市計画提案制度の流れ」をごらんください。この流れ図を使いまして、これまでの経緯と今後の手続きについて説明させていただきます。上から順番に流れに沿ってごらんいただきたいと思います。

本提案につきましては、提案者が平成 23 年 8 月に都に事前相談に伺ってから、これまで数回提案書を提出されてきました。提案の要件が満たされていなかったために、都に受理されておりませんでした。

約 3 年経ちまして、図の一番上の実線の枠内に記載されております都市計画法第 21 条の 2 に基づく 3 つの提案の要件を満たしていることを確認できたため、都は平成 26 年 12 月 2 日に提案を受理しております。

次に、都が提案に基づく都市計画を定めるかどうかの判断をする前に、法第 15 条の 2 第 2 項に基づきまして、必要に応じて区市町村に意見を聞くとなっておりますため、平成 26 年 12 月 16 日付けで、区に対し情報提供の照会がございました。

区への照会事項につきましては 3 点ございました。1 つ目は区の都市計画マスタープラン等の上位計画の位置づけ、2 つ目は都市計画素案の対象区域周辺における生活道路の整備計画について、3 つ目はその他参考情報の提供についての照会がございました。

この照会を受けまして、区は都に平成 27 年 1 月 13 日付けで回答を行っております。

区の回答内容につきましては、1 つ目の問いに対しては、「外環本線については、首都圏の渋滞緩和や円滑な交通ネットワークの実現、災害時の救援活動など重要な役割を担う道路として早期の実現を望んでいるが、外環の 2 については、引き続き必要性の有無からゼロベースで検討をする」との回答をいたしました。

2 つ目の問いに対しては、「対象区域周辺には主要生活道路と位置づけられている路線があるが、現時点では具体的な整備計画はない」という回答をしております。

3 つ目の問いに対しては、「特に参考として提供すべき情報はない」との回答をしております。

その後、都は区からの回答内容を踏まえまして、都市計画法 21 条 3

に基づきまして都市計画提案を踏まえた都市計画を変更する必要がないと判断し、区には平成 27 年 3 月 3 日付けで、都から正式な通知が来ております。

都は都市計画を定める必要がないと判断したため、手続きの流れにつきましては、図の右側のルートになります。

現時点は、流れ図の真ん中、右端の破線で囲まれています「必要に応じて区市町村に意見を聞く」という記載がございますが、その段階でございます。

今回の意見照会については法的な根拠はございませんが、都は区の意見を十分に配慮し尊重するために意見照会を行ったと認識しております。

今後の手続きでございますが、都は都市計画提案に対する決定方針について、区の意見を聞いて、都市計画法 21 条の 5 第 2 項に基づきまして、5 月 15 日開催予定の東京都都市計画審議会に諮りまして、最終的に都市計画を定めないと判断した際には、流れ図のとおり、都市計画法第 21 場の 5 第 1 項に基づきまして、都市計画を定めないと理由を提案者に対して通知することとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長
委員

それでは、どうぞ、今の説明についてご意見。

まず、この都市計画提案制度、私たち今回初めて拝見したんですが、今回出された提案書、私 2 期 8 年やってまいりましたけれども、この制度を使って提案が出されたのは私は経験がないんですが、これまでこういったことが提出されたことがあるのか、伺いたいと思います。

調整担当課長
会長
調整担当課長
委員

これまで 1 件あると伺っております。

どこですか。

東京都で 1 件受けていると。

ありがとうございました。

区の意見についての審査ということなので、まず区の意見書というのは、都の判断に対して意見が出ているものなので、そこを踏まえて質問させていただきます。

今回、変更は必要なしとした都の判断理由に、「一部区間を廃止して道路ネットワークを分断することは適切ではない」というふうな記述があります。善福寺の一部区間を切るとネットワークができないというこ

とだと思っんですけれども、外環の2は練馬と三鷹間につくろうとする道路で、練馬から北、そして三鷹よりも南は外環の2がないわけで、これ自体道路ネットワークになっていないというふうに思っんです。

この部分の都の記述に対して、区の意見書の中には一切書かれてはいませんが、このことに関して区のお考えはどうなんでしょうか。

調整担当課長

都は、外環の2が有します交通機能、防災機能について、都市計画道路のネットワークが適切に形成されることによってそれらの機能は発揮されるものですが、一部の区間を廃止することによって、提案のように分断されるということは適切でないとは判断しております。

区は、外環の2につきましては、区の回答にも記載させていただいていますが、その必要性を含めてゼロベースで検討すべきとして、現在話し合いの会等にて沿線住民の意見を伺っている段階でございますので、外環の2の全線の議論を注視していく基本的な立場がございます。都の判断についてよいとか悪いとかの意見を述べるということではできません。

委員

よい悪いということが伺いたいのではなくて、もう既にこの外環の2というものが、既に北と南がないわけだから、交通道路のネットワークがない。外環の2というのは……。

会長

練馬区のところは残っているんでしょう。

委員

そうですね。練馬区と、また杉並区と、市街地の環境はまた違うわけで、そのところが杉並区の部分が分断されてしまうという都の、この理由の意見について、杉並区としてはどうお考えなんでしょうか。

調整担当課長

都市計画道路のネットワークでいいますと、やはり連続性は必要であると考えております。

練馬区につきましては、やはり練馬区的生活道路といえますか、南北を貫く幹線道路がないということで、練馬区としては必要だという判断をされていますし、杉並区は、今、話し合いの会にて、あり方について議論をしている最中でございます。

区としましても、やはりネットワークは、一般的なネットワーク道路としては都市計画道路の機能と……。

委員

今までの区の見解とかなり踏み込んでいるよ。

調整担当課長

区は、外環の2については話し合いの会を行っておりますので、先ほど言いましたように意見を述べる立場ではないのですが……。

委員

これ、杉並を通過して、武蔵野を通過して、三鷹を通過して行きますけれども、そのときに外環の2というのは、それから下はないわけですよね。

それがもう道路ネットワークが切れている状態なのにもかかわらず、今回の提案書の中にあるこの部分を欠くことによって、道路ネットワークが切られるよというのが東京都の理由になっているけれども、それはおかしいのではないかという質問なんですけれども。

区はどういうふうにお考えかという質問なんです。

土木担当部長

委員のご指摘よくわかりますけれども、外環の2が、今、ネットワークというのはいろいろな考え方がございまして、今、関越から東八道路までというのが外環の2として都市計画で決定されておりますけれども、それがどういうネットワークかというところも含めて、これは今、話し合いの会をされておりますけれども、その中で、それも議論の1つであるというふうに考えております。

東京都は、現時点では、この道路はネットワークを構成している道路という考え方というふうに認識しております。

委員

ということは、これは東京都の考えで、杉並区は今後というところなんでしょうけれども、そのことのところがとにかく触れていないというふうに、私はこれを見て、簡潔な6行の文章を拝見したんですけれども、ちょっとごめんなさい。ここまで、これだけやっていたんではあれないので、次に、区のお考えをこの区の見解というものを出した中で、東京都のこの理由に対して、杉並区が触れていない3点について。私は東京都のこの理由について、なぜ触れないのかなというのが不思議だったんです。その3点について伺いたいんですが。

この提案書の肝は、8ページにあります3点のことなんだと思います。これは理由書というふうになっておりますけれども、1つは外環の地下化によって外環の2は廃止届けを出すべきだということ。2つ目が、外環の2は必要性がなく、地域住民にとって障害物であると述べていますよね。3つ目は環境のことなんですけれども、この「2」の部分、また「1」の部分というのが、この理由書に書かれているこの2つが、今回のこの提案書の肝だというふうに思っているんです。

この件に関して都も触れていないですよね。提案書が出されたにもかかわらず、都はそれに対して何も触れていないということに対して、区

はどのようにお考えでしょうか。

調整担当課長

先ほど土木担当部長からもご説明がありましたように、外環の2につきましては、都も現在、必要性のあり方から検討している段階でございます。ですから、そういった表記はしていないと認識しております。

会長

すみません、傍聴の方は黙っててください。そうじゃないと、退場を命じます。よろしく願いいたします。

委員

これから検討していくと、ゼロベースでということ、まずは触れていないという認識でいいんですか。

では、2つ目ですけれども、資料の①を拝見して、この提案書は当該地域に居住する方から多くのお金、これは土地の謄本をとるのに1通700円かかると伺っていますが。この約300メートルの地域をこういう形でつくった、本当に大変なことだったと思いますけれども、20万ぐらいかかっているというお話です。本来だったら全部やりたかったところが、お金のこともありましてこの300メートルのところだというふうには聞いています。

この提案書をつくる時に、都の担当者からさまざまアドバイスを受けて、先ほどもご説明いただいたように、受理されるまで3年間とにかく東京都とやりとりをしながら労力を使って提出したと、受理されたというふうに聞いています。

この意見書をつくったということは大変大きなことであって、単に「適切ではない」という表現で判断される提案を東京都は担当者と何度もやりとりをしながら年月をかけてつくってきたと、それで出した途端に「適切でない」と言われたというのは、私、これは数年前にありましたけれども、久我山であったまちづくり構想のときもそうでした。都と区と、そして住民と一緒につくった構想が東京都に出した途端に否決されるということを私、過去これで2回目の経験なんです。こういった東京都が否定してきたということを杉並区は受けて、どうお考えでしょうか。難しいでしょうか。

調整担当課長

この提案は、やはり都市計画に非常に大きな影響を与える提案だと認識しております。また、提案自体の規模が大きくて地域に大きな影響を与えるため、都も提案内容につきましては、土地確保や機能が確保できることを示す資料等の提出を求めたと聞いております。約3年間の時間

がかかってはおりますが、精度を高めるためには必要なことだとは認識しております。

都は2カ月で判断をしたということなのですが、都は全体計画ではなくて、一部廃止の点のみについてとして都市計画を定める必要があるかどうかを都市計画法 21 条の3に基づきまして、提案を受理した後に審査して、遅滞なく判断されたと認識しております。

会長 多分、「区の見解はどうですか」と聞いているんだと思いますよ。都の見解を聞いているわけじゃないんです。

調整担当課長 すみません。やはり、提案者が長い時間をかけまして提案書を作成したことにつきましては、苦労は理解をしております。

提案者の含意は、外環2の全線の廃止なども聞いております。区としましても、繰り返しになりますけれども、現在話し合いの会等にて沿線住民の意見を伺っている段階であることから、一部区間のあり方でなく、外環2全線の議論を注視すべきと考えております。

委員 すみません、難しい質問をぶつけてしまっただけではありますが、やはり区民が努力して、提出するに至るまでの経過を見ると、こういった何度もやり直しをさせる中で、出した途端に、2カ月とはおっしゃいましたけれども否決されるというのは、私はやっぱり区としても、区民のことを考えたら、1人の話ではないですからね、ここの地域の住民の人たち154世帯のうちの121と伺っていますけれども、ここにも資料にありますけれども、約8割ですよ。そういう方たちの思いが、1人の人の代表をしてこれをつくった状況ですけれども、その思いをしょって出したにもかかわらず、そういう東京都が「適切でない」という一言で切られてしまうというのは、私は、区も一緒に怒ってほしいんですけれども、淡々と東京都はそうございまして、私どもも今後ということになってしまうんですけれども、本当に残念なというふうに思っています。

ごめんなさい、3つ目にいきます。適切でないとした理由の中に交通量のことが書かれています。この交通量は、平成17年に、2005年になりますけれども、推定で通過交通が1万5,000というふうな予測になっていますけれども、40年後には半減するということも、私たちいろいろな資料でも目にしているところです。

それで、もう一方、延焼遮断帯の話も書かれていますけれども、東京

都が2年前に出した焼失地域のマップを見ますと、ここの地域は赤で塗られている部分ではないんですね。ここの地域は川もあり、都立公園もあり、学校もあり、そういった遮断帯になる可能性のあるものがたくさん存在しています。東京都が、その遮断帯にかわるものだとということで、それがこの理由書に防災の点でと書かれていますけれども、それは合わないというふうに思うところなんです。

今の防災の視点、また交通量のことを考えたときに、区のお考えはいかがでしょうか。東京都の示すものに対して。

調整担当課長

都市計画道路は、やはり開通後緊急輸送道路に指定されることが想定されます。そうなれば、震災時等の避難とか救援活動等のときに生命線となるライフラインでございます。延焼によりまして大火になります可能性が低くても、避難、救援活動を円滑に行うためには、やはり沿道には沿道遮断帯としての機能は求められると考えております。

防災については以上でございます。

あと、都は、今度は交通の問題でございますが、外環の2の一部の区間が廃止されますと、約1日1.4万台から1.5万台の車が迂回路、生活道路に流入するという提案になっています。当然、都は、その指定した迂回路を実際検討した結果ふさわしくないという、走行機能だとか安全性において検証されて、不適切だという判断をされています。

やはり、生活道路において外環の2の有します交通機能や、先ほど言いました防災機能、それを担わなければいけないということで、影響が大きいものと考えております。

委員

交通のことに関しては、今後減っていくということがあるということは全然述べられていなくて、今のお答えは、東京都の書かれているこれを読み上げられたことだけだと思うんですが。車の数は減るのではないかと思うけれども、区のお考えはどうなのかと。

それと、防災に関しても、ここの地域は遮断帯の機能をするものが点在しているんだから、この意見書で書かれているところは合致しないのではないかという質問なんです。

調整担当課長

委員ご指摘のように、将来交通量は少なくなると推計されていますけれども、当然そこで分断されますと、そこまで走ってきた車というのはやはり生活道路に流入することになります。先ほど説明したように、数

が減少しましても、そういった影響が大きいということでございます。

延焼遮断帯につきましても、この地域は確かにご指摘のように火災危険度的にはそういった地域でございますけれども、繰り返しになりますけれども、都市計画道路の機能というのは、緊急輸送道路に指定されることが想定されていますので、震災時においてはそういった避難、救援活動を円滑に行うためには必要な道路ですので、当然提案のあった代替ルートについてはそういった機能が必要という当局の判断でございます。

会長 当局というのはどこなんですか。

調整担当課長 東京都です。

会長 だから、杉並区の見解はないんですかという。

調整担当課長 区としましても、やはり生活道路を外環の2が持つ機能、生活道路を担うということは影響が大きいものと考えております。

委員 東京都のお考えを追随するご答弁しかいただけない状況なので、もうとにかく次にいきます。

会長 すみません、1人で長くしないで。どこかもう1つあるならどうぞ。

委員 東京都が、2005年、平成17年です。「外環の地上部の街路について」という、こういうパンフレットを出しています。

この中で、「高速道路の外環を地下化した場合、地上部の取り扱いについて意見を聞きながら具体的な検討を進める」というふうに書いてありまして、地上部の取り扱いについて3つの考え方が示されているんですね。

1つ目は、「現在の都市計画の区域を活用して、道路と緑地を整備する」。2つ目が、「都市計画の区域を縮小して、車道と緑地を整備する」。3つ目が、「代替機能を確保して、都市計画を廃止する」ということが書かれているんですが、この提案書は、3つ目に該当する代替機能の確保をして都市計画を廃止ということを示しているんだと考えます。

この趣旨を生かして代替案を検討していただきたいと私は思うんですけども、杉並区としてはゼロベースで考えていく。また、話し合いの会での検討継続という考えは妥当だというふうには思うんですが、ただし、都の意見書の4行目からにあります、実質下から2行目です。

「一部区間のあり方ではなく、外環の2全線の議論を注視すべきと考える」。この「一部区間のあり方ではなく」という、この表現はちょっと

わかりにくいんです。都が一部区間と捉えたことを言っているのか、それとも、都は一部区間のあり方と捉えた判断としているが、提案書の含意は一部区間のあり方ではないということを踏まえつつの一部区間というふうにして書いてあるのか、どちらとでもとれるような書き方なんです。区の意見の、この「一部区間のあり方」は、何を指して、スタンスはどこにあるんでしょうか。

調整担当課長 杉並区のスタンスは、やはりゼロベースということで先ほど来、申し上げているつもりです。

一部区間というのは、今回の提案があった区間についての指摘でございますので、区は今全体のことについてゼロベースで検討するという立場ということ表現していることでございます。

委員 ごめんなさい。都が言っている一部区間に話を持ってきてここに書いているんですか。

私が言っているのは、都は一部区間のあり方と捉えた判断をしていますけれども、東京都は一部区間というふうに捉えていますけれども、提案書の含意は全体の9キロについていないと言っているわけで、だから外環の2の全線の議論を注視すべきだという、そういう流れの文章だというふうに思っていたんですが。

会長 すみません、よくわからない。〇〇委員の言いたいことが。

委員 ここに書いてある、こちらの区民意見の「一部区間のあり方ではなく」という書き方は、都の意見の一部区間と捉えて理由書に理由が書かれていますよね。一部区間として東京都が書いてある、これを捉えてここに東京都が言っている一部区間のあり方というふうにして、ここにあらわしているものなのかと。そうではなくて、東京都は一部区間のあり方と捉えた判断をしているけれども、そうではなくて、この提案書は全域の9キロのことをいらないよと言っているわけだから、外環の2については全線トータルに捉えて考えるべきという杉並区の考え方と判断しているのか、どちらなのかと。

調整担当課長 今回提案があったのは、全体計画ではなくて一部の廃止の提案ということなので、東京都は一部廃止の区間のことを言っていますが。ただ、都の考えとしましては、先ほど言った、幹線道路の機能として防災機能、交通面の機能、そういったものが必要だという考えでございます。

委員 この書き方が、どちらでも捉えるような……。

会長 私、この提案は、本当は、全体をなくしてほしいということを思っているけれども、提案そのものというのは「この区間の廃止」ということだけしか言っていないというところをちゃんと整理しておかないと、我々の議論も一緒にしてしまったらまずいかなと思います。

委員 そうですね。そのときに、ここの「一部区間のあり方ではなく」という書き方だと、両方にとられるのではないかと私は思ったんです。

会長 例えば、では、ここをどういうふうに直したらいいんでしょうか。

委員 そうですね。これは、まず。

会長 「提案の区間のあり方だけでなく」とか。

委員 そうですね。そこだけ、1点のものではなくという意味で書かれたほうがいいんだと思います。そこに対してはいかがでしょうか。

会長 どうですか。調整担当課長、もしかしたらいろいろなふうに捉えられるから、もうちょっと具体的に、誰が見てもこういうことだとわかるような文言に変えたらどうかという提案なんですけれども。

委員 今、大事な議論になっていると思ひまして。多分、〇〇さんの話をまとめると、端的に言えば、東京都は「一部区間のあり方として捉えるのではなく、外環の2全線の議論として注視すべきである」と考える」、そういう文章に変えるべきではないかなと。

 つまり、今の「一部区間のあり方ではなく、外環の2全線の議論を注視すべき」というこのままの表現ですと、この提案は、もう一部区間だけを取り上げた、取るに足らない提案だと言っているように聞こえてしまう。東京都の言っていることに沿ってしまうと思うんです。

 そうではなくて、東京都は一部区間のあり方としてこの提案を受けとめてはいけないと。この提案というのは、外環全体に対して提起をしているものであって、そう捉えてしっかりと議論をすべきだという返しにしなくてはいけないのではないのかなと思うんです。

調整担当課長 今回、都市計画提案があったのは一部廃止の提案ということで、東京都は全体計画ではなくて一部廃止の提案のみについて都市計画を定める必要があるかどうかを判断したものでございます。

会長 逆に言うと、この提案は全体が何とかとうことじゃなくて、最終的に提案としてはこの280メートルだけ計画を廃止してくださいという提案

だけなんですよ。

その背景がどうであろうと、提案内容はそれしかないというのを前提に都が「一部区間」という表現をとったので、外環の2という全体がどうあるかというのは、先ほど〇〇さんが東京都のパフレットで言ったように、今そういうことで協議会でお話し合いをしている段階だという整理だと、私は理解しているんですけどもね。

〇〇委員が、まだ意見があるならどうぞ。

委員

そうしたら、〇〇から質問というか、意見というか述べさせてもらいたいと思います。

確かに、この提案というのは一部区間について廃止を求めたものなんですけれども、先ほどそれは〇〇さんがおっしゃったように、率直に言いまして、全区間廃止を提案をしようとする数百万かかる。そもそも手弁当でやっつけらっしゃる住民の方々が、20万もかけてこれを出したわけです。これだけでもすごいことであって。東京都が言っているのは要はもう一部区間だけなんだと、揚げ足取りみたいなことを言っているわけです。この提案書を見て。そうではなくて、住民に側に立つべき区としては、この提案の内容自体は一部区間を指しているけれども、その趣旨は外環道全体にかかって訴えをしているものなのではないのかと。そういう立場に立ってあげて、区はしっかりと東京都に対しても、こういう揚げ足取りみたいなことをするなどは言わなくてもいいですけども、これは住民の切なる住環境を守ってくれという願いをあらわしたものなんだから、こんな一部区間だけにこだわった提案だから取るに足りませんというような回答をすべきではないと、もっと深い議論をすべきだという意見を私は返すべきだと思うんです。

会長、改めてこの外郭環状道路その2について、私は、これだけ重要な議論にもかからわず、東京都からの提案にもかからわず、実は区計審で議論がされるのが初めてなのではないかなと思うんです。

〇〇さんの話とかも聞いていても、すごく大事な場面なんですけれども、物すごく難しい話になってしまっておりまして。私、長くするつもりはありませんので、原点に立ち返って、資料なども提示させてもらいたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

会長

どうぞ。

委員

ここに「東京外郭環状道路の計画のたたき台」平成 13 年という資料。それをちょっと皆さんにコピーさせていただきましたので、ちょっと見ていただきたいと思うんです。

平成 13 年に、外郭環状道路をつくるんだと突然復活させると言われまして、都民・区民に配られた資料です。それを見ますと、明らかに、5、6 ページの資料を渡してあるんですけども、5 ページと書いた資料のところに、左上「現計画の自動車専用道路と幹線道路の広域機能を集約して」、その後です。「全線地下構造の自動車専用道路とします」と。つまり、地上部の計画道路も、本線も全て地下を通しますというふうに、ここでは明言をして区民には説明をされたわけです。6 ページの下のほうを見ていただきますと、真ん中の絵なんかを見ていただきますと、シールド工法でやれば、「現状の市街地を維持することができます」。それは、皆さんに託されていますというように書かれてあるんです。

これが、私たちに渡された資料なんです。区民に渡された。「外環の 2 というのは全部地下に行くんです」と、「その上は、住民の皆さんで選べるんですよ」と。「どういうふうにもすることはできるんですよ」と私たちは言われて来たんです。

それに対して、さらにこの計画をそもそも本線を通そうと明言をした、決定をしてしまった石原都知事できえ何と言っているかということ、一番最初に謝ったわけですよ、区民に対して。「地元におかけした迷惑を都知事としてまことに遺憾である」と言った上で、都知事は、「地上に外環の 2 が残っているなんて全く頭の中にない」と。これは明言をされているわけです。資料もありますけれども。

こういう中で、今初めて外環の 2 というものが、この住民の皆さんのこの提案によって、初めて区計審で議論がされるという、それがきょうの場だと思うんです。

今まで外環の 2 を一気に進めるぞとここ数年ばあっと動き出してから、一度もこういう伺う場を東京都から持たれたことがない、我々は。この場だって、住民の皆さんがこの提案をしなければ、我々がこういう公の場で、こうして専門家の皆さん、地域の皆さんを交えて話す機会もなかったわけです。この大事な機会を捉えて、果たして私たちを代表する区の意見が、「一部区間のあり方」だけに矮小化をして、意見を返して

いいのだろうか、私はそう思うんです。

この間の経緯を見ても、区民の皆さんの切なる願い、しかも一部区間にしかできなかった金銭的な問題、こういうものを全部鑑みて、区民の立場に立って、「一部区間」として捉えちゃいけないと、東京都は。この外環全体の問題について全く結論は出ていないではないかと、しっかりと議論をすべきだという意見を返すべきなのではないですか。その点、ちょっと区からしっかりと答弁していただきたいと思います。

調整担当課長

今、委員から提示のございました、たたき台では、確かに高速道路の外環を地下構造とすると。外環の2の交通機能を高速道路に集約する考え方を示しておりますけれども、これは、外環の2自体のことを不要と判断しているわけではございません。ですから、杉並区からも申し入れさせていただきましたが、外環2の全線の議論について広く意見を聞きながら進めてほしいという考えをもとに、東京都は現在話し合いの会を進めていますし、区も構成員として参加して議論を進めている最中でございますので。区としては、今後もその議論を注視していきたいという考えでございます。

会長

〇〇委員が言ったことをうまくそしゃくできているんですか。

私は、〇〇委員は、区が言いたいことを全部言ってくれたような気がするんですけども。

都市整備部長

いろいろご意見いただきました。

そもそも、まず最初なんですけれども、今回の都市計画提案、これは本当に厳しい制約の中で、住民の方、関係者の皆さんが本当にご苦労の上まとめいただいた、そのことについては深く敬意を表する次第です。

その上での今回のこういった都市計画に基づく都市計画提案という、その法に基づいた制度として一部区間のあり方という問題が出てきたと。それに対して、都の考え方に区の意見を求められている、そういった状況だと思います。

区の立場は、ここに書いてあるとおりの議論を注視するんだと。まさに意見をしっかりと聞いていって、それでしかるべきときに区が当然判断するときに来ると思います。それまでは、やはり議論の妨げにならないように、ここに書いてあるとおりの、区はゼロベースで、それがキーワードですよね、そういう立場は1ミリも変わっていません。

その中で、ご提案者の出していただいたものに対して、区の意見はと
いろいろ言っておられますけれども、もちろんいろいろあります、事務
方としては。ただ、それはあくまでも1つの意見であって、右だ左だ、
どんな意見であっても今後の議論に妨げになることは、やっぱり区とし
て今の段階では控えるべきだというふうにも考えております。

ですから、ここに書いてあるように、議論がようやく始まってこれか
ら進んでいく、そういった中で、しっかりそういったものを見守りなが
ら進めていきたいと、そういう考えのもとにこういう文章になっている
ということは何とぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員

今の部長の答弁、極めて重要だと思います。

まず、住民運動の方々に深く敬意と。まず、提案に対する深い区の敬
意というものが、まずもってこの文章では感じられません。

逆に言いますと、まるでこの最後の3行です。これは〇〇さんがこだ
わったところですよ。最後の3行が、向こうにとっては、「一部区間にこ
だわった粗雑な提案書というふうに、区としても受けとめていますよ」
と言っているように聞こえる文章です、この3行は。ですので、今部長
のご意見よくわかりました。区としての答弁はわかりました。深く敬意
を表して、しっかりとゼロベースで議論をしていかななくてはいけない、
これは、私は百歩譲ってですけども、本当は反対と言ってもらいたい
んです。こんな計画はなくすべきだと意見を出してもらいたいですが
けども、百歩譲って、しっかりと議論をするべきだという立場だとい
うことはわかったので、書いてあるとおりに言っていますけれども、先ほど
〇〇さんがずっとこだわっていらっしゃったように、ここで言う「一部
区間のあり方ではなく」という、この1文、これは、ちょっと補足する
べき、訂正すべきであろうと思っています。

今の、まさに部長の答弁を聞く限りは、私はここは修正をして、「東
京都は、本提案を一部区間のあり方として捉えるのではなく、外環の2
全線の議論として注視すべきである」というふうに文章は変える
べきだろうと。これが、恐らく今の部長の言っていた答弁と、「〇〇
に言われたから嫌だ」とかそういう立場には立たないと思いますけれど
も、客観的に見ればそういうことだと思っただろうんですが、会長的にはどうで

しょうか。

会長 いや、私はまだほかの人が意見を言っていないから、あなたの意見に答える立場にはありません。

委員 私、先ほど言いましたとおり、この外環の2について初めて区計審で議論をされる場だと思っています。

先ほどの平成13年のたたき台の問題もありますけれども、改めて、この外環の2って何なんだという本質的な議論、私の意見だけ端的に述べさせてください。

善福寺池と井草八幡の緑のベルト地帯に、それを完全に分断する幅40メートルの道路を通す、驚くべき計画です。

人間というのは、ついついどこまでも便利さを求めてしまう生き物でして、車に乗る側に立てば幾らでも道路はつくってほしいわけです。そうすれば便利になるんです。しかしながら、道路をつくれればつくるほど住宅都市としては不便になっていくわけです。環境は悪くなるわけです。その兼ね合いが必要だと思うんです、私は。

その点で、今の杉並区を私、見回しますと、既に早稲田通り、青梅街道、五日市街道、甲州街道、環状7号線、環状8号線と、6本の幹線道路、準幹線道路が走っているわけです。既に杉並区には、これ以上の道路をつくるのが、本当にその膨大な経費とかも含めて、その利便性に見合うものなんだろうかと、杉並区民として見た場合に、そう考える必要があると思うんです。

通過交通、ほとんどは乗用車じゃなくて、はっきり言って商業用の車両です。その人たちにとって間違いなく便利な道路です、この外環の2は。けれども、住んでいる人間にとっては、間違いなくまちを分断して、住宅都市の機能を破壊して、排ガスの多いまちとしての風評を悪くして、広げてしまって、百害あっても一利ぐらいしかないような道路だと。住民の皆さんが「百害あって一利なし」とおっしゃっていましたがけれども、この声を私は区として、区なんですから、東京都の言い分ばかりを言うのではなくて、そっちにばかりお伺いを立てるのではなくて、区民の声をはっきりとなぜ都に言わないのかと。なぜこういう、初めて外環の2について、区が明確に公の言う機会ですよ……。

会長 ここは区議会ではないので、審議会ですから、ちょっとスタンスを

ちゃんと明確にしてください。

委員

はい、そうですね。やっぱりこの意見の中に、ちゃんと区として住民の側に立った内容を盛り込むべきだということを言いたいと思います。

利便性というところでは、はっきりいってもう崩壊していると思うんですよね。全部で2兆円ぐらいかかる事業になってしまいます。この外環の2だけで7,000億円とか8,000億円とかと言われている。平成62年には、さっき〇〇さんが言ったように、もう7,500台に半減すると言われている。それでもなぜ数十年もかけてこんな道路を数十年後には交通量が半減するって東京都の資料で出している。その東京都が数十年もかけてこの道路をどうしてもつくりたいと言い出すと。防災上有用なんだと言いましたけれども、これも〇〇さんが全て明確に論破していただきましたけれども、青梅街道が走っていて、善福寺川が走っていて、女子大通りがある、そもそも住宅密集地でもないし、むしろ良好な広い道路と緑がたくさんあると、全く延焼遮断帯をつくる必要がない場所です。

やっぱり、こういうことに鑑みて、私はこの外環の道路の2というのは、明確に東京都の姿勢を伺うだけではなくて、こういう機会を住民がつくってくれたこういう意見を言う機会を捉えて、しっかりとおかしいことはおかしいと言うべきだと思います。

以上です。

会長

すみません。ほかの意見はございますか。

委員

お二方の質問など、答弁を伺っていて、どうしてもやはりわからなかったのが、これだけの膨大な資料を読ませていただいて、当初は外環の2全部に対してだった要望の含意が、結果的に一部という形の要望書にまとまってきた。このことを区はどのように経緯を把握して、どのように捉えているかということが、どうしてもちょっと見え隠れしてわからなかったんですが、もう一度明確に教えていただけますでしょうか。

調整担当課長

住民の方のご苦勞は、先ほども部長が申したとおりです。3年間にわたって資料を東京都と調整しながら出されたというところは、これはご理解できます。

ただ、今回の提案はやはり一部区間の提案でございますので、東京都がその一部区間の提案についての判断をしています。

区は、話し合いの会で、全体についてこういった区の考え方をまとめていく最中ですので、やはり今回は東京都の提案のあった、提案に対する都の回答、それに区がお答えするというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 ごめんなさい。伺いたかったのは、一番最初、2011年12月26日、資料をいただいた中の4ページなんですけど、都知事宛てに出された提案書というものの写しをいただいているんですけど、一番最後の文章のところ、「『外環の2・廃止の都市計画提案』を提出することといたしました」と、この時点では全部だったわけですよね、外環の2に関して。それが、最終的に一部に変わっていった経緯というか、それを区のほうではどのように把握をしているかということをお尋ねしたいんですが。

調整担当課長 提案の要件としまして、やはり提案の要件を満たさない場合は都市計画案ができませんので、提案者に伺ったところ、できる限りの努力をしたんですけども、提案の要件をクリアする条件で今回出させていただいたということは伺っております。

委員 そういった背景も踏まえて、今回のこれだけ膨大な資料と、あと必要なデータを提案者の方たちだけでまとめられたということで、これは本当に大変な作業だとか、時間も使っていて、金銭的にもというお話があったんですけども、区の側としましては、そういった背景も全て踏まえて、今回の結論に至っているというふうに解釈をしてもよろしいんでしょうか。

調整担当課長 そのとおりでございます。

委員 では、これは要望なんですけど、提案者の方たちに対して、区の中で検討されてきた経緯だとか、ここの部分はきちんと把握をしている、こういう議論があったとか、できるだけご理解を得られるように少し話し合いというか、やはり提案される方たちからすると、自分たちが真剣に考えている課題に対して、区のほうでどういう議論があったかということが見えないんだと思うんです。こと、都の事業に関しましては、細かいワークショップもないということもあって、これはほかの都の事業に関しても一緒なんですけれども、ですから、区の中でされてきた議論、きちんと提案者から受けてきた資料を読み込んだとか、これに対しては違う形も例えばあったのではないかと、本当に言葉は悪いかもしれ

ないんですが、都市計画に対して素人なわけです、住民の方たちの団体ですから、お金をもらっているわけでもないし。

だから、そういう方たちに対して、やはり区の基礎自治体として寄り添う形で、区として提案を受けて、それに対してきちんとした議論をただとか、解釈をただとか。願わくば、もっといい形で住民の人たちが動けることがあるならばアドバイスもしていただきたいと思いますし、そういったことがされているという前提で今お答えいただきましたので、それに関しましては、そのことを示していただきたい。区のほうも、提案者からいただいたものを大切に扱い、議論をした上で、今後をいい形で進めるために今回の意見を出してきたという形を伝えていってほしいなというふうに思います。これは意見も含めてなんですが。

あと、1点ちょっとほかの方の委員のお話も伺いながら、一番不安に思っていることは、今されている話し合いの会が、ゼロベースで検討すべきという、「求めてきた」というふうに書いてあるんですが、求めた結果どういう形——結果がもう見えてきているころだと思えます。本当にゼロベースで話し合いの会がきちんと進んでいるものなのかどうか、そのところはいかがでしょうか。

調整担当課長

杉並区の話し合いの会は、3年間で約12回開催されています。これまでなかなか議論が進まない部分もあったんですが、前回、前々回と住民の方々が意見書を提出されて、それを発表して、議論がようやく始まったところでもあります。当然、杉並区も、そういった皆さんのご意見を注視しながら、今後考えてまいりたいと思っています。

委員

では、今後との住民の方たちの意見を真剣に討議をしてきたということを示しながら、ご理解をいただきながら、ゼロベースということを出しながら東京都のほうにも提言をしていってもらいたいと思います。以上です。

会長

ほかはどうでしょうか。

委員

〇〇先生のお話にも、〇〇先生のお話にもあったけれども、この提案制度ということ自体が、都市計画の制度の中では極めて新しい制度というのか、一度決めた都市計画の決定権者でない立場から、都市計画かくあるべしということ提案できるためにこういう道をつくったという意味で、この提案制度というのは非常に高く評価すべき内容であると、私

は思っています。

ただ、都市計画というのは、結構、今お話も出たように、ちょっと議論をするための材料をつくろうとしたって莫大な金がかかるような、非常に全体としてものを考えるという部分が大切な仕事だと思っています。

そういう意味で、これをどう処していくのかというのは、いわば地域が試されているといってもいいぐらいの内容だと思うんです。

ただ、都市計画というのは、本当にその局部を取り上げて矮小化して議論をするということはどうしても避けなければいけない。やっぱり全体の枠組みというものをやっていかないとならないところがたくさんあるので。この提案制度自体は大変大切な制度だと思いますし、提案者の方は、提案できる要件を満たすことでやっとなクリアをして提案ができたということですので、提案制度というのは大変いい制度なんだけれども、結構敷居が高いということをここでは如実にあらわされた結果になっていると思うんです。

この295メートルしか廃止提案ができなかったということは、その地権者の何分のというような条件が実は非常に厳しいので、形は整えてあるんだけど、実質的には「そういう提案ってないよ」と言っているような制度でもあると言えるぐらいの内容なんです。

そこで、内容的に大事なことは、やはり議論は外環の2というもののあり方というのはこれだけ議論をされてきているのだから、やっぱりローカルにももっときちんと議論をされるべきだというふうな方向に議論が発展していくように進めていくのが筋道ではないかなと。

私は、長いこと都市計画にかかわって生きてきた中でいうと、都市計画の難しさというのがまさに象徴的な問題であって。「NIMBY」という言葉は知っていますか。どんなにいいことだけれども、「Not In My Back Yard」という。総論賛成、各論反対というのを英語で言っているのです。どんな大事ないいことだって、自分のところに降りかかってきたら「嫌と言うよ」という、これは都市計画の常にそういうことがあるんだけど、嫌でもやっぱりやらなければならないことはやらなければならない。本人にとっては嫌であっても、全体としては、社会としてはやるべきだというようなこともあろうかと思うので。そういう性格をもともと持っているのが都市計画というふうに、

私は認識をしています。

そういう意味で、この提案をなされた、この制度を使ってこういう廃止提案をなされたという努力、組み立てられた筋道というのは高く評価すべきだと、私は思います。

その中で、ではここだけ廃止をするという都市計画を決めるかということになると、都市計画を担当する人間からすれば、これはちょっと桁外れの話なので、簡単に「はいよ」というふうに言うわけにはいかない。努力は認めるけれども、この提案では受けて立つわけにはいかないというのが、多分都市計画にかかわってきた人間としてはどうしても言っておきたいことであると、私は思います。

そういう意味で、この提案制度でここまでやられたことは高く評価するとしても、これは外環の2に対しての議論としては出発点であって、外環の2をやっぱり全体として束ねていくためには、政治的にもう少し大きな力をつくっていくということがないと実現し得ない内容であると、私は思います。

いろいろ議論があるべきことだとは思いますが、一部区間についてという、そのさっきの〇〇さんなんかのご指摘、あるいは修正提案、なかなかしゃれた提案だと私は思いましたけれども、論を多としながら、でもここだけではなくて、全体で議論をしようねという姿勢を打ち出せるような内容になれば大変いいのではないかなというふうに思いました。

以上です。意見です。

会長

どうもありがとうございました。ほかに重ねてご意見ありますか。

なければ、ちょっと私のほうでまとめますと、1つ、これは私の個人的ですが、この提案制度を使ってこういう提案をしたという地域の方々の努力は、本当に多と、まずしたいと思います。

ただ、今〇〇さんが言ったように、では都市計画道路の見直しの提案としてこれで妥当かということについては、区が言っているように、まだ全体を議論している場でありますということなので、きょうの区の原案で、先ほど〇〇さん、〇〇さんが言ったように、「一部区間のあり方ではなく」というのは非常に誤解を招くので、もう少し文案を明確にしたほうがどうだということと、「区は、全体をちゃんと議論すべきだ」

ということが明確になるように、この文章をあらわしたらどうかというのは、この審議会の意見だということで。その文案は、これはもう区が区長以下で相談として、都にお返しするんでしょから、そういうことをこの区計審ではお伝えしたということにさせていただいてよろしゅうございますか。

では、どうもありがとうございました。

委員

会長のまとめの後で大変恐縮なんですけれども、一言よろしいでしょうか。

会長

はい。

委員

どうも、会長ありがとうございました。今のまとめに異論はありません。

会長のまとめの後で口を挟むのは大変恐縮なんですけれども、最後、いろいろな意見をお聞かせいただいて参考になりました。

住民の皆さんとしては、まさにこの一部区間だけ廃止してくれということと言いたかったわけではなくて、逆に本当にこの外環の2が出てきてから我々区の側から意見を言うという場面が物すごく少ないという中で、この区計審という場所からこの議論をされるというのは、本当に重要な機会だと思ひまして……。

会長

それは、区議会でやってください。

委員

その中で、区民として大変な反対の声があるんだよということを端的に言えばそれを示したかったと思うんです。この住民の側の、提案者の人たちは。

その中で、くしくもこの一部の提案になったわけなんですけれども、議会では、これに対して、一部区間の提案になっているけれども、これについて区としてどう考えているのかというやりとりがありました。先ほど言えばよかったんですけれども、その際に、明確に区は、区長も含めて、「これは、全線を捉えた提案である」という答弁を議会ではされておりますので、なぜそれが、ここの今回の回答の文書に出てこなかったのかなというのが気にかかっていたところです。

だから、やっぱり議会での答弁でしっかりと「これは一部区間について書いてあるけれども、全線に対する住民の意見だというふうに捉えている」という答弁を議会では……。

会長
委員

それはちょっと難しいね。

区は言っておりますので、そこら辺にちゃんと配慮して、しかも、この一部区間の住民で8割の人間が賛成をしていますけれども、実はそれだけではなくて、井荻三丁目町会という、すごく大きなこの地域の町会、それから井荻町会、ここも町会としてなかなかこういうことをやるということは少ないと思いますけれども、町会としても反対の声明を出して、抗議文といいますか、そういうのも杉並区長宛てで出しておりますので、そういうのをちゃんと反映されるような形で文面は考えていただければなど。

会長の提案で、私は異議ありません。

会長

どうもありがとうございます。では、これでこの案件についての審議は終了します。

では、次の報告案件について、まず説明をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、私からは、玉川上水・放5周辺地区のまちづくり意見交換会等の開催についてご報告をいたします。

まず、資料の確認でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料を2点つけてございます。資料1番、「玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換会」ということで、これは、第1回の意見交換会でご提示をした資料でございます。それから、一番最後になりますが、資料の2番ということで、白黒の資料でございますけれども、「玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりだより」ということでございまして、近々ご配布をした、こうした資料を本日おつけしてございます。

それでは、内容のほうをご説明させていただきます。

前回の172回の都市計画審議会でご報告したとおり、玉川上水・放射5号線周辺地区の現在の地域住民のご意見を把握するため、本年1月、「第1回まちづくり意見交換会」を開催いたしました。この意見交換会につきましては、5月以降も具体的なテーマを決めまして開催をしてみたいと考えてございます。

まず、資料の1番の「第1回意見交換会の概要」でございますけれども、意見交換会は、本年1月27日と28日の両日に開催時間を変えて開催をいたしました。参加人数につきましては記載のとおりでございます。

意見交換会の内容でございますけれども、当日は、区からまちの変遷や、これまでのまちづくりの取り組み、現在のまちの状況などにつきまして説明を行い、ご意見を伺いました。説明内容や当日の主な意見につきましては添付資料の1と2にそれぞれまとめてございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

主な意見といたしましては、まちづくりの具体的な計画策定の時期や、協議会から提出をされたまちづくり構想との関連、あるいは用途地域の見直しの可能性などのご意見が出されたものをご承知としてございます。

なお、これらのご意見と区からの回答につきましては、資料2番の「玉川上水・放射5号線周辺地区のまちづくりだより」として取りまとめ、本年3月30日にまちづくり計画の検討区域などに配布をさせていただきました。

次に、2番といたしまして「今後のスケジュール」、予定のスケジュールでございますけれども、5月以降、土地利用や、みどりあるいは景観などの具体的なテーマにつきまして意見交換会を開催するとともに、8月にはオープンハウスなどを行いまして、地域住民のご意見を丁寧に向ってまいりたいと考えてございます。

こうした意見交換会の取り組みを通じまして、まちづくりの課題などを地域の方と共有いたしまして、その内容を踏まえまして、年内にはまちづくり計画、中間のまとめを区として取りまとめ、まちの将来像あるいは具体的な方策などを示してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

会長

どうもありがとうございます。そういう意見交換会をやっているというご報告ですが、ご質問ありましたらどうぞ。

よろしいですか。今からさらにワークショップだとか、いろいろなことをやって住民のご理解を深めていくということでございますので。もし意見がなければ、きょうの報告はこれにて終わりにしたいと思います。よろしいですね。

それでは、これで本日の議案の質疑は全て終了します。あとは、事務局から連絡事項。

都市計画課長

今日は、貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございます。

次回の予定についてご報告いたします。次回の都市計画審議会の開催予定は、7月14日火曜日、午前10時からを予定してございます。よろしくどうぞお願いいたします。

会長

それでは、これで今日の審議会を終了にします。どうもありがとうございました。

— 了 —